

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	市営住宅入居者の選考・決定	
根拠法令及び条項	公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 25 条第 1 項	
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課	
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅法第 22 条～第 24 条</li> <li>・公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 5 条、第 6 条(第 1 項、第 4 項、第 5 項)、第 7 条</li> <li>・多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 4 条～第 9 条</li> <li>・多治見市営住宅管理条例施行規則(昭和 49 年規則第 26 号)</li> </ul>
	基 準	<p>① 市営住宅入居者は、公営住宅法、公営住宅法施行令、多治見市営住宅管理条例及び多治見市営住宅管理条例施行規則に定めるところにより、募集及び決定することとする。</p> <p>② 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の選考は、条例第 8 条に定めるところによる。</p> <p>○条例第 8 条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの市営住宅に入居することができるよう配慮し、次に掲げる者について行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備若しくは間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適切な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(入居者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者</p> <p>2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が</p>

		<p>入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。</p> <p>3 市長は、前項の規定によって抽出した者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。</p> <p>4 市長は、第1項及び前項において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>5 市長は、第1項に規定する者のうち、第5条に規定する事由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫、18歳未満の子を3人以上扶養している者、小学校就学の始期に達しない子を有する者、老人、心身障害者、引揚者、炭鉱離職者及び低額所得者で市長が定める要件を備えているもので速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前3項の規定にかかわらず市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>6 市長は、単身入居者を入居させる場合は、居室数2室以下の住宅の割当てをし、前各項の規定を適用することができる。</p>		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標準処理期間	標準処理期間	<p>①選考でない場合 総日数 20～30日程度（注：休日は含まない。）</p> <p>②選考の場合 総日数 50～60日程度（注：休日は含まない。）</p>		
	内 訳	<p>①選考でない場合 処分機関 20～30日</p> <p>②選考の場合 処分機関 50～60日</p>		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備考				